

## 関連用語集（案）

### （か行）

海外からの引揚者	引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第九号）第3条に規定により厚生労働大臣の認定を受けている者。
外国人	日本の国籍を有しない者。
北朝鮮拉致被害者等	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第一百四十三号）第二条第一項第五号に規定する帰国被害者等。
矯正施設退所者	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条に規定する保護観察対象者若しくは売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）第二十六条第一項に規定する保護観察に付されている者又は更生保護法第八十五条第一項（売春防止法第三十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する更生緊急保護を受けている者。
居住支援協議会	住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅等に円滑に入居できるよう支援するために、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、居住支援に係る支援を行う団体等により組織された公民連携の協議会。
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十一条第一項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている者。
高齢者	原則として満60歳以上の者。
高齢者居宅生活支援サービス	在宅の高齢者が介護に頼らずに自立した生活ができるように支援するために、市町が行う保健福祉サービスの一つ。見守り・安否確認、配食サービス、外出支援、家事支援などが含まれる。
子どもを養育している者	子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者。

### （さ行）

サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅。
児童虐待を受けた者	児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を受けた者。

児童養護施設等退所者	児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設又は同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設を退所した者並びに同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業による支援を受けた者で、自立した生活を行っている（又は行う予定である）もの。
終身建物賃貸借制度	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者が賃貸住宅に安心して住み続けられる仕組みとして、バリアフリー化された住宅を高齢者の終身にわたって賃貸する事業を行う場合に、知事の認可を受けて、借主が死亡したときに賃貸借契約が終了する（賃借権が相続されない）旨を定めることができる制度。
住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者	生活支援等を行うために住宅確保要配慮者と同居又は近居する必要がある者。
障害者	障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
新婚世帯	婚姻の届出の日（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあつては、これに相当する日として知事が別に定める日）から5年以内の者及びその家族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその家族を含む。）又は婚姻予約が成立した男女及びその家族。
生活困窮者	生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第二条第二項第三号に規定する事業による援助を受けている者。
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症の障害のある者。

（た行）

地域包括支援センター	①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施するため、市町又は市町の委託を受けた法人が設置する機関。
------------	---

地域包括 ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続するため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援サービスを切れ目なく提供するシステム。
中国残留邦人	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者。
低額所得者	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第一条に規定する収入が15.8万円を超えない者。
低額所得世帯の学生	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第一条に規定する収入が15.8万円を超えない高校生、大学生、大学院生、短大生、高専生又は専門学校生で、独立して又は低額所得者である親族からの仕送り等で生計を営もうとする単身者。
登録事業者が保護 の実施機関に被保護 者に関する情報 提供を行う制度	住宅セーフティネット法第21条第1項及び第2項に基づき、被保護入居者が家賃等の請求に応じない場合などに、登録住宅の貸主から生活保護の実施機関に対し、生活保護受給者の家賃滞納等に係る情報提供を行い、実施機関が事実確認及び代理納付の要否の判断を適時適切に行う制度。

（は行）

犯罪被害者等	犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第二条第二項に規定する犯罪被害者等。
ハンセン病療養所 入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等。
東日本大震災その 他の著しく異常か つ激甚な非常災害 による被災者	著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害であって発生した日から起算して国土交通大臣が定める期間を経過していないものにより滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（国土交通大臣が定めるものを除く。）若しくはこれに準ずる区域として国土交通大臣が定めるものに当該災害が発生した日において住所を有していた者。

被災者	災害（発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。）により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者。
ひょうごあんしん賃貸住宅	高齢者、障害者、外国人、子育て世帯いずれか一つ以上の属性を受け入れることとして、ひょうご住まいづくり協議会に登録された民間賃貸住宅。
ひょうご住まいサポートセンター	県民の多様な住まいニーズに対応可能なワンストップサービス機能の構築を目指し、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターが運営する無料相談センター。
ひょうご住まいづくり協議会	兵庫県内の地方公共団体と住宅政策に関する団体等との連携により総合的な住宅政策を推進し、県民の豊かな住生活の実現に寄与することを目的に地域住宅事業、居住支援事業、既存住宅活用事業、空き家対策事業をはじめとする事業を行っている団体。

#### （や行）

家賃債務保証	保証人が確保できない借主が賃貸住宅に入居する際、保証人に代わる第三者（民間保証会社等）が家賃の支払いを保証し、賃貸住宅への入居を支援する仕組み。
家賃債務保証業者の登録制度	適正に家賃債務保証の業務を行うことができる者として一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国が登録し、その情報を広く提供する制度。
養護者等による虐待を受けた者	養護する立場の者や関連する福祉施設、医療施設等の従事者や使用者から、虐待を受けた者。

#### （英字）

DV被害者	配偶者や交際中の相手から暴力の被害を受けている者。（生活の本拠を共にしているかは問わず、更なる暴力を受けることを防止するために自主的に避難している者を含む。）
LGBT	レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの略。